

指定基準条例の施行に伴う運営規定の変更について（お知らせ）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）による介護保険法の改正に伴い、大阪府では、次の条例を制定・交付し、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしています。

それに伴い、運営規程に該当部分の変更が必要となりますので、事務手続きをお願いいたします。

なお、今回の運営規定の変更に伴う変更届の提出は不要ですので、事業所において運営規定を変更しておいてください。

変更内容

（遵守する法令）

・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）

⇒「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 115 号）

・「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）

⇒「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 116 号）

（記録等の保存期間）

・完結の日から最低 2 年間は保存 ⇒ サービスを提供した日から最低 5 年間は保存

◎大阪府HP ⇒ 「指定居宅サービス等の事業の人員・設備・運営等に関する基準、指定介護予防サービス等の事業の人員・設備・運営等に関する基準を定める条例の施行について」

<http://www.pref.osaka.jp/jigyoshido/kaigo/siteikijun.html>